

令和2年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和2年5月25日（月曜日）
- 2 開催時間 午後4時00分開会 午後4時25分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 18名

1番・宿谷 昌一	2番・鷺尾 勲	3番・川上 和幸	5番・一宮 敏昭
6番・鹿野 直子	7番・松木 一幸	8番・笹田 文彦	9番・清水 利秋
10番・高倉 伸淳	11番・石尾 卓也	12番・滝川 岳雪	13番・宮嶋 睦子
14番・平 克洋	15番・吉田 清	16番・波能 隆	17番・柿木 和恵
18番・鈴木 剛	19番・幅崎 勝良		
- 5 欠席委員 4番・山口 喜松
- 6 事務局職員 津村事務局長 小浜事務局次長 大谷農地係長
澤口農地係主査 北田農地係主査 長根農地係主任
荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 12番・滝川 岳雪 13番・宮嶋 睦子
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、18名ですので、部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の部会に、4番山口委員から欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
12番滝川委員、13番宮嶋委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（澤口主査） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明します。議案の1ページを御覧ください。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、東鷹栖地区で2件、江神地区で1件、東旭川地区で1件の計4件、使用貸借権設定が東鷹栖地区と東旭川地区の2地区が含まれる案件で1件の、あわせて5件でございます。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
番号3番につきましては、私に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席いたします。
その間の議事進行につきましては、幅崎職務代理者をお願いいたします。

- 議長（鈴木 剛） （退席）
- 副議長（幅崎 勝良） それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局（澤口 主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
なお、譲受人である法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしており、農地所有適格法人であることを確認しております。
別添の議案資料3ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。
- 副議長（幅崎 勝良） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- 委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。
番号3番につきましては、買主が借り受けて耕作していた農地を買い受ける案件であり、権利取得後において、農地の効率的かつ適切な利用が確保されると見込まれますので、問題ないと考えますので、御審議宜しくをお願いします。
- 副議長（幅崎 勝良） それでは、番号3番について、審議します。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 副議長（幅崎 勝良） 発言がございませんので、番号3番について「異議なし」と認め、許可することに決定します。
- 議長（鈴木 剛） （着席）
- 副議長（幅崎 勝良） 鈴木部会長に係る案件につきまして、決定をいたしました。
それでは、議事進行を再び鈴木部会長、お願いいたします。
- 議長（鈴木 剛） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（澤口主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
番号1番および2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
番号4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与する案件です。
番号5番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。
いずれも、議案資料1ページから2ページ、4ページから5ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番および2番、番号4番および使用貸借権設定番号5番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、番号1番および2番、番号4番および5番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の9ページを御覧ください。
本件は令和2年4月の農地部会にて違反転用として北海道への報告を決定した案件の追認申請であり、自己所有地に農業用施設として農業用資材置場、農機具置場等を設置するものです。
次に資料ですが、資料7ページの位置図を御覧ください。申請地は上川総合振興局から東南東方向へ約2.3kmのところに位置します。
次に資料9ページの審査表をお開きください。農地区分の判断につきまして、1の(1)及び(2)を御覧ください。
申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地と判断されます。申請地以外の代替地については1の(3)に記載のとおり、事業拡大のために自己所有地に隣接する申請地の転用が経営上最も効率的であることから、代替性が無いと判断されます。

10ページにお移りください。一般基準について順に御説明いたします。
事業実施の確実性についてですが、既に農業用施設の設置を行っており、費用も支払い済みであります。

被害防除措置については、一部砂利を敷くほかは元の土のままとするため、付近の土地に及ぼす影響はないと思われま。

続いて12ページにお移りください。例外許可事由について4に記載しております。

農用地区域内の農地の転用については、原則不許可とされておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イに「農業用施設」とあり本件はこれに該当するものです。

総合判断について5に記載しており、事業計画に従って事業で使用する事、工事が完了した時は遅滞なくその旨を報告することの条件を付した上で、農業用施設用地の転用であることから許可相当であるとの旨を記載しております。

同じページ下段の北海道農業会議への意見聴取の有無をご覧ください。

本件は30aを超える転用案件であることから、農地法第4条第4項に基づき、北海道農業会議への意見聴取を行います。

次に資料14ページ、意見書(案)の裏面をお開きいただき、表の下から4項目目「総合意見」を御覧ください。

これまで御説明した内容は、先月の農地部会で決定された違反転用報告と同じ内容であり、新たに転用が行われた部分が無いことを踏まえまして、本申請は「許可相当と認められる。」と意見を付したいと考えおります。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主任) 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の11ページを御覧ください。

本申請は農地転用のために賃貸借権を設定するものであり、転用目的は肉牛畜産事業で使用する農業用施設、具体的には薬品庫、ビニールハウス、

牧草ロール置場，パドック，牧柵，ラップサイロ置場等を設置するものです。

次に資料ですが，資料15ページの位置図を御覧ください。申請地はJR西御料駅から南南西方向へ約700mのところに位置します。

次に資料17ページの現況平面図をお開きください。本案件は，令和2年3月の農地部会にて御審議いただいた違反転用の追認部分と，新たにパドック等の農業用施設を設置する部分の許可申請が同時に行われるものであり，図面の緑色で囲った部分は追認部分，黄色で囲った部分は新設部分として表しています。

次に資料19ページの審査表をお開きください。農地区分の判断につきまして，1の(1)及び(2)を御覧ください。

申請地は2つの農地区分に分かれており，一部は農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地，一部はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち，高性能農業機械による営農に適するものと認められる甲種農地と判断されます。

申請地以外の代替地については1の(3)に記載のとおり，事業拡大のために既存の事務所に隣接する申請地の転用が経営上最も効率的であることから，代替性が無いと判断されます。

20ページにお移りください。一般基準について順に御説明いたします。

事業実施の確実性ですが，資力については，新設する牧柵など自己所有の材料で自ら設置するため事業費がかからず問題ないほか，事業拡大のために必要なパドック，牧柵，ラップサイロ置場等を設置するという転用目的から，事業に遅滞なく着手する見込みであると考えられます。

被害防除措置については，牧柵等により牛の行動範囲を限定するため，周辺に影響を及ぼすことはないものと思われれます。

続いて22ページにお移りください。例外許可事由について4に記載しております。

農用地区域内の農地及び甲種農地の転用については，原則不許可とされておりますが，農地法施行令第4条第1項第2号イに「農業用施設」とあり本件はこれに該当するものです。

総合判断について5に記載しており，事業計画に従って事業で使用する事，許可に係る工事が完了するまでの間，許可日から3ヶ月後及びその後1年毎に工事の進捗状況を報告し，工事が完了した時は遅滞なくその旨を報告することとの条件を付した上で，農業用施設用地の転用であることから許可相当であるとの旨を記載しております。

同じページ下段の北海道農業会議への意見聴取の有無を御覧ください。

本件は30aを超える転用案件であることから，農地法第5条第3項で準用する農地法第4条第4項に基づき，北海道農業会議への意見聴取を行います。

次に資料24ページ，意見書(案)の裏面をお開きいただき，表の下か

ら4項目目「総合意見」を御覧ください。

これまで御説明した事項を踏まえまして、本申請は「許可相当と認められる。」と意見を付したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。
番号1番について、補足説明いたします。
番号1番につきましては、ただいま事務局から説明があったとおり、申請者が既に違反転用部分に薬品庫等を設置していたものに加え、新たにパドック等を設置するものであります。
違反転用部分につきましては、3月の農地部会で決定したとおり、既に北海道に報告しております。
また、新設部分につきましても、申請者が事業を拡大し、今後ますます畜産業に精励するために転用するものであり、これらの転用は地域として問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の13ページを御覧ください。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が1件、利用権設定の内、賃貸借権の設定が26件、使用貸借権の設定が1件の合計28件となっております。
地区別といたしましては、所有権移転の1件は東旭川地区、賃貸借権設定の26件は、永山地区が3件、江神地区が3件、西神楽地区が6件、東旭川地区が14件、そして、使用貸借権の1件は西神楽地区となっております。

ます。

集積面積は、58.28ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がありますので、先に審議いたします。

賃貸借権設定の番号5番および6番につきましては、私に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席いたします。

その間の議事進行につきましては、幅崎職務代理者をお願いいたします。

○議長（鈴木 剛） （退席）

○副議長（幅崎 勝良） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（北田 主査） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃貸借権設定の番号5番および6番につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

これらの計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○副議長（幅崎 勝良） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。

番号5番および6番につきましては、期間満了に伴う再設定案件であります。

両案件とも、借主が借り受けて経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○副議長（幅崎 勝良） それでは、番号5番および6番について、審議をお願いします。御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○副議長（幅崎 勝良） 発言がございませんので、番号5番および6番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

- 議長（鈴木 剛） （着席）
- 副議長（幅崎 勝良） 鈴木部会長に関する案件につきまして、決定をいたしました。
それでは、議事進行を再び鈴木部会長、お願いいたします。
- 議長（鈴木 剛） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（北田 主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
所有権移転の1件につきましては、農地移動適正化あっせん事業による
売買です。
議事参与制限の2件を除いた利用権設定25件の内訳につきましては、
期間更新案件が15件、借主変更案件が5件、解約再設定案件が2件、新
規貸借権設定案件が3件となっております。
これらの計画につきましても、先ほど御審議いただいた2件の案件と同
様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事
業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番、貸借権設定番号1番ないし4番、7
番ないし25番、使用貸借権設定番号1番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第4号について「異議なし」と認め、計
画を決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いた
します。
事務局から説明いたします。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。議
案の33ページを御覧ください。
西神楽地区で1件の願出がありました。願出地の所在地区を担当する
調査委員が現地調査を行った結果、番号1番の現況につきましては、願出
のとおり、農採地以外であることを確認しました。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第5号について、「異議なし」と認め、
証明することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」で
すが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告い
たします。
事務局から説明いたします。

○事務局（澤口 主査） 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を
御説明します。議案の35ページを御覧ください。
本件につきましては、合計7件の届出があり、地区ごとの内訳としまし
ては、江神地区で3件、東旭川地区で4件となっております。
届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務
局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませ
んか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、報告第1号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について
」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので
報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（北田 主査） 事務局。
日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御
説明いたします。議案の41ページを御覧ください。
本件については、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が合計5件ありま

して、全件が東旭川地区の案件でございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、報告第2号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から説明いたします。

○事務局（長根主任） 事務局。

日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案の45ページを御覧ください。

本件について、報告書の提出があった法人は5法人です。

この法人につきまして、議案資料25ページないし29ページ「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を閉会いたします。